

# 第2次春日市空家等対策計画

(計画期間：令和4年度～令和8年度)

令和4年3月

## ■目次

第1章 空家等対策計画の趣旨	1
1 背景	
2 計画の位置づけ	
第2章 空家等の現状	2
1 空家等の実態調査	
(1) 調査期間	
(2) 調査対象地域	
(3) 調査方法	
(4) 現地調査について	
(5) 意向調査について	
(6) 最終判定の整理及び考察について	
2 空家等における課題	
(1) 今後発生が予測される空家等への課題	
(2) 空家等の適正管理等に関する課題	
(3) 地区毎の空家等対策の取り組みに関する課題	
第3章 空家等対策における施策	10
1 計画期間	
2 対象地区	
3 対象物件	
4 対策に関する基本的な方針	
(1) 所有者等の管理意識の向上	
(2) 空家等の利活用の促進	
(3) 特定空家等に係る措置の実施	
5 所有者等の管理意識の向上	
(1) 所有者等の管理意識向上のための啓発活動	
(2) 所有者等への適正管理の依頼	
6 空家等の利活用の促進	
(1) 所有者等からの相談体制の整備	
(2) 地区毎の空家等対策の実施	
7 特定空家等に係る措置の実施	
(1) 措置の方針	
(2) 措置の内容	
(3) その他の対処	

## 8 空家等対策の実施体制

- (1) 空家等対策についての検討機関
- (2) 庁内の組織体制及び役割
- (3) 外部関係機関等との連携

## 9 その他空家等の対策の実施に関し必要な事項

- (1) 他法令による対策
- (2) 計画の変更手順

### ■資料編

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法法文
- (2) 春日市空家等対策協議会
- (3) 空き家実態調査に係るアンケート調査結果及び評価判定結果
- (4) 市内地区割図

## 第1章 空家等対策計画の趣旨

### 1 背景

近年、全国的に人口及び世帯数が減少傾向にある地域が増加し、既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、使用されていない住宅・建築物が年々増加してきています。

その中でも、適切な管理が行われないうまま放置されている状態の空家等は、防災・防犯・安全・環境・景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしているものもあり、早急な対策の実施が求められているところです。

国は、この空家等問題の抜本的な解決策として平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」を施行しました。また、福岡県においては、同法施行に併せて「福岡県空家対策連絡協議会（以下「県協議会」という。）」を平成27年3月に設立し、県、県内全市町村及び関係団体が一体となって空家等の対策を総合的に推進していくこととしています。

そのことを受け、本市では、平成28年度に「空き家実態調査（以下「前回調査」という。）」、平成29年6月に「春日市空家等対策協議会（以下「市協議会」という。）」を設置、また、平成30年4月に「春日市空家等対策計画」を策定するなどの体制整備を行い、市内で適切な管理が行われておらず放置されている空家等への対策を進めてきました。

そして、今後は、令和2年に改めて実施した空き家実態調査の結果を基に、今まで実施してきた各関係機関との連携や、前計画の基本方針に則った取り組みのさらなる強化を行うことで、効果的かつ持続的な施策を実施していくこととします。

### 2 計画の位置づけ

この「春日市空家等対策計画（以下「計画」という。）」は、「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「特措法」という。）」第6条の規定に基づき、国が定めた基本指針に即して定めたもので、空家等対策を効果的かつ効率的に推進するために、本市の地域の実情に合わせ、総合的かつ計画的に実施する目的で策定するものであり、本市が実施する空家等対策の基礎となるものです。

なお、計画の推進にあたっては、「春日市第6次総合計画」に基づき、その他、市の計画に定めている空家等関連施策等と相互に連携して実施することとしています。

## 第2章 空家等の現状

### 1 空家等の実態調査

平成30年4月に策定した前計画の改訂を行うため、市内の空家等の最新の動向を調査し把握することを目的とした空家等の実態調査（以下「調査」という。）を実施しました。

本調査の実施にあたっては、市が保有する空家等に係る情報等の整理を行い、現地調査実施時に判明した空家等の候補物件と合わせて1,830件（※全室が空き室の共同住宅を含む。）を現地調査の対象としました。

なお、抽出した情報の整理にあたっては、事前に各地区の自治会長から、地域で把握する空家等139件の情報提供を受け、本調査の対象に含めて、広く調査を実施しています。

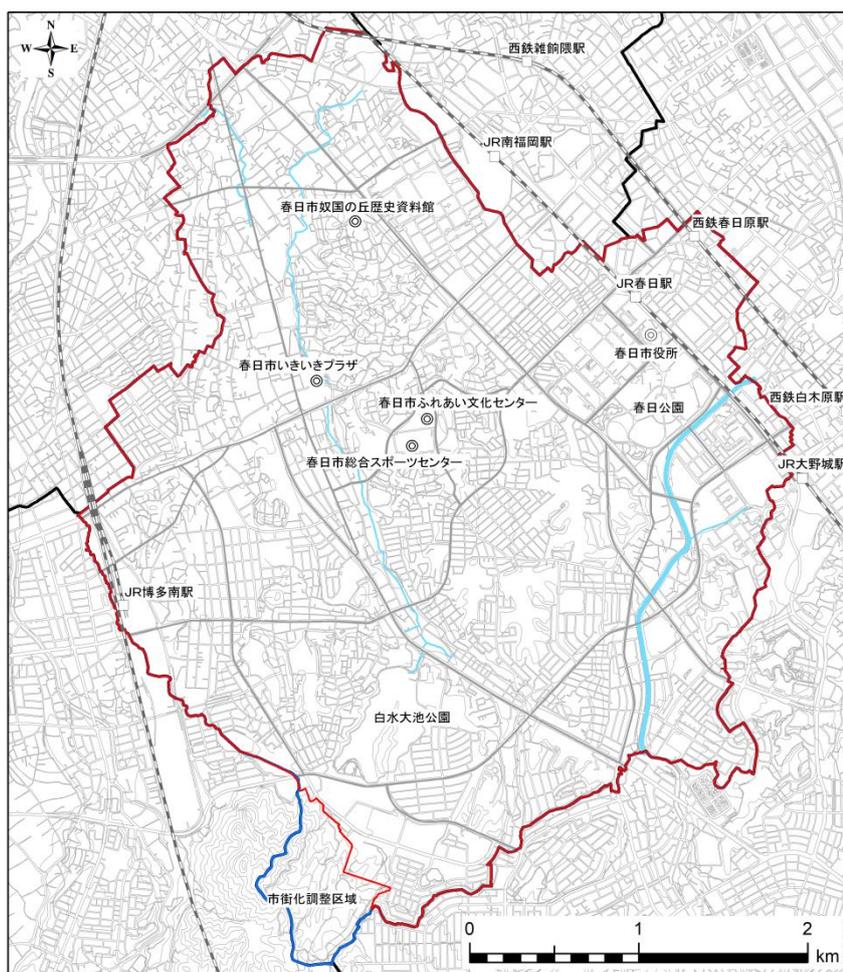
#### (1) 調査期間

令和2年5月20日から令和3年1月29日まで

#### (2) 調査対象地域

本調査の対象地域は市内全域（市街化調整区域<sup>※</sup>除く。）とします。

#### 【図 市域図】

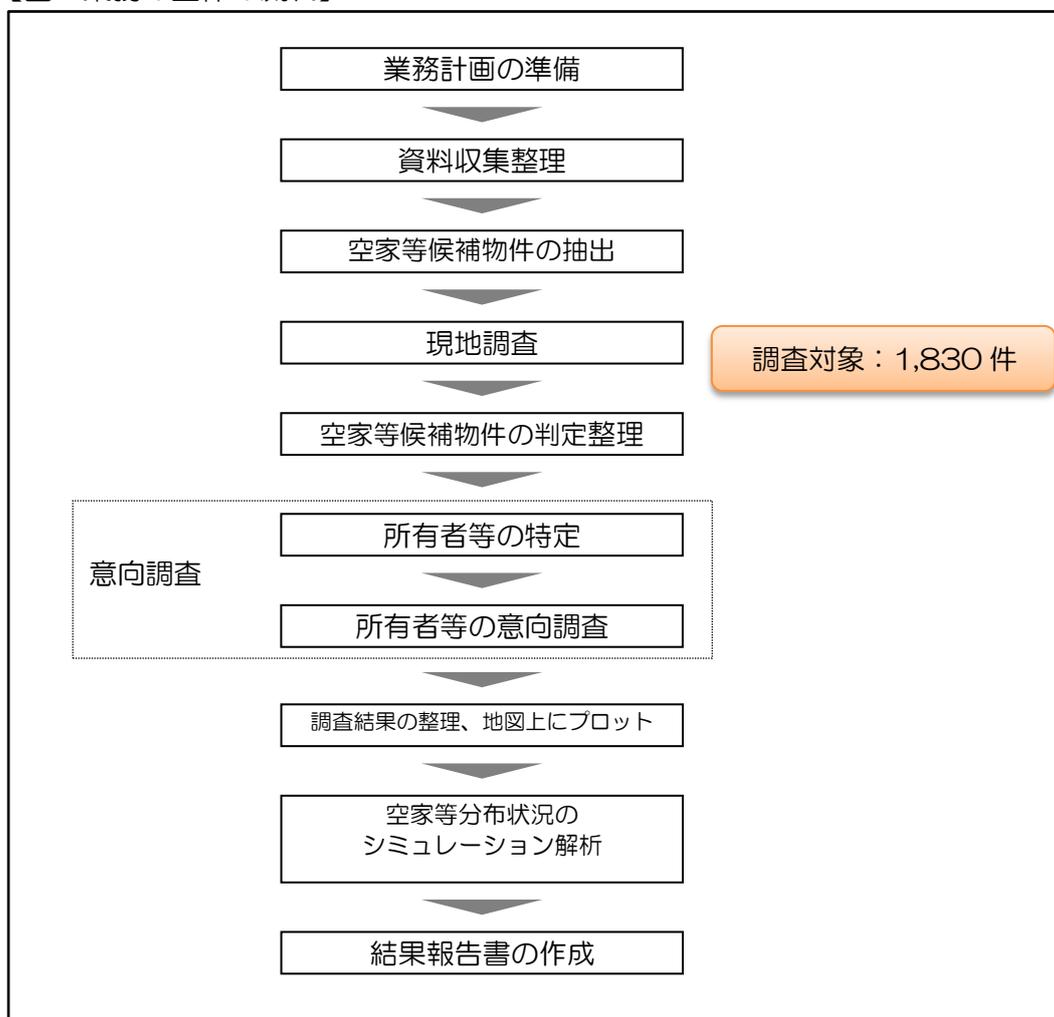


※市街化調整区域…公共施設の効率的な整備と無秩序な市街化の防止を図るため、市街化を抑制する（建物の建築を制限する）区域。

### (3) 調査方法

本調査の全体の流れは以下のとおりとなります。

#### 【図 業務の全体の流れ】



### (4) 現地調査について

#### ア 現地調査実施期間

令和2年7月20日から同年9月10日まで

#### イ 現地調査の実施要領

空家等候補物件を、現地で公道から確認し実際に空家等かどうか、また、空家等であれば建物部材の劣化・損傷状況等を併せて確認しました。

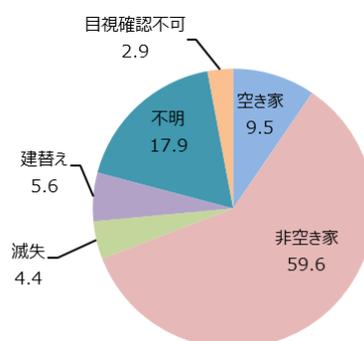
なお、現地調査をトラブルなく円滑に実施するため、市報等での市民への事前周知、現地調査員には腕章や身分証明書を着用させました。

ウ 現地調査の判定分類結果

現地調査における判定分類を行った結果を以下に示します。

【表 現地調査による判定結果】

	件数 (件)	構成比(%)
1 空き家	174	9.5
2 非空き家	1,092	59.6
3 滅失	80	4.4
4 建替え	103	5.6
5 不明	328	17.9
6 目視確認不可	53	2.9
合計	1,830	100.0



【表 判定の分類】

分類	判定内容と基準
1 空き家	空き家の可能性がある、もしくは空き家の可能性が高い ・電気メータが取り外されている、もしくは稼動していない ・ガスメータが稼動していない、もしくはガスボンベが取り外されている ・敷地内の雑草や樹木が伸び放題で玄関及び建物内への到達が困難 ・ロープ等により立入禁止措置がされている ・ポスト等に封がされている、もしくは大量の郵便物等が溜まっている ・貸家、売家等の張り紙や看板が設置されている ・近隣住民からの聞き取りによる など
2 非空き家	空き家ではないと判断される ・電気メータが稼動している ・洗濯物が干してある、建物から生活音等が聞こえる ・現地調査時に、人の出入り等が見られた など
3 滅失	現地調査時点で解体等により対象がない
4 建替え	現地調査時点で対象が建て替わっている
5 不明	空き家の可能性があるが、現地調査で確実に判断できる要件がない ・庭の雑草・樹木の繁茂が全体的に見られる ・雨戸が全閉となっている ・空き家ではない、と判断できる要件がない
6 目視確認不可	公道から対象を確認できない

(5) 意向調査について

ア 意向調査実施期間

令和2年10月23日から同年11月30日まで

イ 意向調査実施要領

現地調査の結果、「空き家」、「不明」、「目視確認不可」と判定した対象を、空家等の候補物件として計上し、該当する所有者等に対するアンケート調査を実施しました。

アンケートの送付先は、特措法第10条第1項の規定に基づき、固定資産税の納税通知書の送付先情報を内部利用し、所有者または管理者を設定しています。

ウ 意向調査結果

アンケートは、所有者等からの郵便や電話による回答を受け、全体の返答は送付数400件（居住の確認がとれなかった等の件数）に対し184件で回収率46.0%で、最終的に「空き家」と確定が取れた物件は246件となりました。

なお、詳細の結果は、資料編に添付のアンケート調査結果に掲載しています。

(6) 最終判定の整理及び考察について

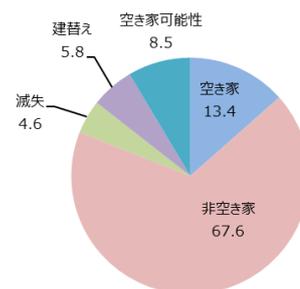
ア 「空き家」及び「空き家可能性」の件数

現地調査及び意向調査の結果を総括すると、空き家と確定した物件は246件、空き家の可能性がある物件が156件となり、その合計は402件で、平成28年度の前回調査から35件増加しています。

市では、「空き家」、「空き家可能性」とした402件を、現時点での空家等として取り扱うこととします。

【表 空き家実態調査結果の判定集計】

	件数(件)	構成比(%)
1 空き家	246	13.4
2 非空き家	1,237	67.6
3 滅失	84	4.6
4 建替え	107	5.8
5 空き家可能性	156	8.5
合計	1,830	100.0



【表 市内建物棟数との比較による空き家率】

市内建物棟数※ (件)	①空き家 (件)	②空き家可能性 (件)	合計(①+②) (件)	空き家率 (%)
17,143	246	156	402	2.3

※市内建物棟数は平成30年度国勢調査の「一戸建て」、「長屋」、「その他」の合計

【参考 空き家実態調査結果の分類】

分類		判断基準
1	空き家	<p>現地調査及び意向調査の結果、以下の内容により、空き家と判断された。</p> <p>①意向調査にて「空き家」と回答あり            ②市所有情報より、「空き家」と判明            ③現地調査にて「空き家」と判断＋意向調査の返信なし            ※③については、以下の内容にて判断した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気メータが取り外されている、もしくは稼動していない</li> <li>・ガスボンベが取り外されている、もしくはガスメータが稼働していない</li> <li>・ロープ等により、敷地への立入禁止措置がとられている</li> <li>・貸家、売家等の張り紙や看板が設置されている</li> <li>・近隣住民からの聞き取りによる</li> <li>・ポストに封がされている、もしくは放置郵便物がたまっている</li> </ul>
2	非空き家	<p>現地調査及び意向調査の結果、空き家ではないと判断された。</p> <p>※意向調査により、「常時住んでいないが使用している（倉庫・別荘等として使用）」と回答されたものを含む</p>
3	滅失	<p>現地調査時点で解体済み、もしくは意向調査の回答で解体されたことが確認された。</p> <p>※意向調査により、後日解体予定のものを含む</p>
4	建替え	<p>現地調査時点で建て替わっている、もしくは意向調査の回答で建替えられたことが確認された。</p> <p>※意向調査により、後日建替え予定のものを含む</p>
5	空き家可能性	<p>現地調査及び意向調査の結果、空き家の可能性があるが、確実に判断できる要件がない。</p> <p>①現地調査にて「不明」と判断された対象のうち、意向調査が不達、もしくは返信がなかったもの            ②現地調査にて「目視確認不可」と判断された対象のうち、意向調査の返信がなかったもの</p>

イ 地区別空家等分布状況

前回調査と今回調査に共通して、古くから市街地が形成された市北部から北西部にかけての地区において、空家等が比較的多く分布しています。その中でも、空家等の解消数以上に新規発生している地区では、将来的に急速な空家等率の上昇が懸念されます。

しかしながら、当該地区に位置しながらも、日の出町や須玖南、小倉においては、10件以上の空家等が解消されています。

ウ 建築年数と空家等分布の相関関係

建築年が特に古い建物（昭和46年以前）は、2030年までに築年数が60年経過することになるため、建築年数と空家等分布の相関関係を取り上げます。

建築年が特に古い建物が多く所在するのは、泉やちくし台、千歳町、須玖北、須玖南など地区となっていますが、その内、千歳町や須玖北、須玖南にて、新規空家等の増加数がいずれも10件を超えるなど、今後の空家等数のさらなる増加が懸念されます。

## エ 地区別高齢化率と空家等分布の状況

市内で比較的高齢化が進んでいる地区は泉、ちくし台、白水池、塚原台などの地区になりますが、その内、ちくし台や白水池は、10件未満の新規空家等の発生があるものの、同時に解消もあり増減数は±0となっています。

よって、現時点において地区毎の高齢化率の差が、空家等分布状況の差に直接は結びついておらず、その他の要因があることが分かります。

## オ 敷地面積の最低制限と空家等分布の比較

都市計画及び新規住宅の整備可能性の観点から、市内の一部地区で定められている建築面積の指定制限と空家等分布を比較しました。

敷地面積の最低制限は、計画的な宅地開発によって形成された戸建て住宅を主体とする地区の良好な住環境を保護することを目的に、敷地面積165㎡を下限として指定するもので、市内では、泉、若葉台東、ちくし台、紅葉ヶ丘東、春日（西部）、平田台、惣利、塚原台、松ヶ丘、大土居、天神山（南部）、白水ヶ丘（東部）、白水池の住宅地区に指定されています。

当該地区を合計した空家等増加率を抽出した結果、112.7%となり、市全体で見た時の空家等増加率109.8%に比べてやや高い結果となりました。

【表 地区別空家等分布状況※新規発生数順】

No.	地区名	平成28年度調査			令和2年度調査		増減数
		確認数	今回調査残存数	解消数	確認数	発生数(新規)	
1	小倉	17	7	10	26	19	9
2	須玖南	28	10	18	26	16	-2
3	千歳町	15	7	8	23	16	8
4	須玖北	16	8	8	22	14	6
5	桜ヶ丘	16	7	9	19	12	3
6	昇町	14	5	9	19	14	5
7	若葉台西	14	3	11	17	14	3
8	若葉台東	2	0	2	11	11	9
9	下白水北	15	11	4	20	9	5
10	紅葉ヶ丘東	12	5	7	14	9	2
11	光町	12	3	9	12	9	0
12	紅葉ヶ丘西	19	8	11	17	9	-2
13	天神山	15	1	14	10	9	-5
14	泉	11	7	4	15	8	4
15	上白水	14	2	12	10	8	-4
16	大谷	5	0	5	7	7	2
17	一の谷	10	4	6	11	7	1
18	ちくし台	12	5	7	12	7	0
19	日の出町	17	5	12	12	7	-5
20	惣利	5	3	2	9	6	4
21	春日原南町	6	1	5	7	6	1
22	白水池	10	5	5	10	5	0
23	岡本	10	2	8	7	5	-3
24	平田台	4	2	2	7	5	3
25	白水ヶ丘	9	1	8	6	5	-3
26	春日原東町	2	0	2	4	4	2
27	下白水南	7	4	3	8	4	1
28	弥生	7	2	5	6	4	-1
29	松ヶ丘	5	3	2	6	3	1
30	宝町	4	1	3	4	3	0
31	春日	8	1	7	4	3	-4
32	星見ヶ丘	0	0	0	2	2	2
33	大字下白水	0	0	0	2	2	2
34	伯玄町	1	0	1	2	2	1
35	原町	2	1	1	3	2	1
36	塚原台	3	1	2	3	2	0
37	春日原北町	6	3	3	5	2	-1
38	大和町	7	0	7	2	2	-5
39	大土居	6	1	5	2	1	-4
40	大字上白水	0	0	0	0	0	0
41	小倉東	0	0	0	0	0	0
42	春日公園	1	0	1	0	0	-1
	計	367	129	238	402	273	35

※市内地区割図は資料編36頁を参照。

## カ その他建物部材の破損状況等

空き家及び空き家の可能性がある402件について、基礎や外壁、屋根等の各建物部材の破損状況等を確認したところ、著しい破損が見られた物件は少なく、対象の多くが倒壊等のおそれがなく問題のない状態であることを確認しました。

しかしながら、雑草、草木の手入れがされていない物件が、全体402件の約4割にあたる174件（内、58件は敷地外に越境）、廃棄物の放置がされている物件が、40件あり、所有者または管理者の行き届いていない物件が多くなっています。

なお、詳細の結果は、資料編に添付の空家等の評価判定結果に掲載しています。

## 2 空家等における課題

空家等の実態調査の結果等から、以下に示す課題が考えられます。

### (1) 今後発生が予測される空家等への課題

今回調査の対象には、平成28年度の前回調査から継続して調査を行った対象も含まれ、前回調査にて、「空き家」、「空き家可能性」と分類された238件が、今回調査においては解消される結果となりました。

しかしながら、新たに273件が新たに空家等として計上されており、今後、全国的な少子高齢化などから、さらに空家等の数は増えていくものと思われます。そのことから、将来的に空家等になりうる物件の所有者等に対し、空家等になる以前から、相続や売却、適正管理等についての情報提供等を行い、意識の啓発を行っていく必要があります。

### (2) 空家等の適正管理等に関する課題

アンケートによると、空家等とした402件の内、174件で草木の管理に問題があり、40件で廃棄物の放置が見られるなど、半数以上の空家等で適切な管理を行われていませんでした。

これらの所有者に対しては、今までに引き続き、特措法第12条に基づく空家等の適切な管理への助言等を行っていくほか、所有者又は管理者の視点に立ち、それぞれの管理意識を向上させる施策の検討を行う必要があります。

### (3) 地区毎の空家等対策の取り組みに関する課題

今回調査の結果により地区毎に空家等の増減数の違いが見られることから、地区の特性に応じた対策の実施が課題となります。

今回の調査にあたり、地区自治会に空家等情報の提供を依頼するなどしましたが、今後も引き続き地区自治会と連携を行い、地区毎の特性に合わせた取り組みを検討していく必要があります。

## **第3章 空家等対策における施策**

### **1 計画期間**

計画期間は、令和4年4月から令和9年3月までの5年間とし、計画の期間中であっても、法改正等の社会情勢の変化があれば、必要に応じて見直していくものとします。

### **2 対象地区**

計画の対象地区は市内全域とします。

### **3 対象物件**

空家等対策計画の対象は、特措法第2条第1項に規定される「空家等」及び同条第2項に規定される「特定空家等」とします。

なお、対象の空家等には、全室が「空き室」である共同住宅も含みますが、共同住宅の一部が「空き室」になっている場合は対象物件に含みません。

### **4 対策に関する基本的な方針**

対策に関する基本的な指針は、前回計画の方針を継続しつつも、今回の空家等の実態調査で判明した課題等を解決するため、次に挙げる3点を重点として取り組みます。

#### (1) 所有者等の管理者意識の向上

空家等がもたらす問題は、第一義的には所有者等が自らの責任により適切に対応することが前提です。よって、所有者等に対して空家等の適正な管理の意識付けに向けた取り組みを推進していきます。

#### (2) 空家等の利活用の促進

不動産の流通が活発である春日市の特性を活かし、空家等の所有者等に対しては、空家等の適正な管理の意識付けを行うとともに、所有者等の意向を踏まえた空家等の活用を支援する取り組みを推進していきます。

#### (3) 特定空家等に係る措置の実施

空家等の中でも特定空家等は、倒壊、火災の危険性や雑草の繁茂、害虫の繁殖など地域住民の生活環境に悪影響を与えることもあることから、優先的に取り組み、特定空家等の所有者等に対し、特措法第14条各号に基づく措置を推進していきます。

## **5 所有者等の管理意識の向上**

個人の財産である空家等の適正な管理は、第一義的には所有者等が自らの責任において行うことが原則となります。このことを所有者等に啓発し、管理状態が不適切な空家等の発生を予防するため、特措法第12条に基づいた情報提供や助言等を実施します。

### **(1) 所有者等の管理意識向上のための啓発活動**

市報や市ウェブサイトへの適正管理に関する情報掲載、相談会やセミナーの実施により、空家等の適正な管理について、所有者等への啓発を実施します。

また、今後の人口減少等による空家等の増加に備え、まだ空家等を所有していない場合も対象に含め、広く啓発活動を実施していきます。

### **(2) 所有者等への適正管理の依頼**

所有者等に空家等の現状等を知らせ、庭木の管理、建物の管理・解体等に関する情報提供を行うとともに、不適切な管理により近隣へ悪影響を及ぼしている場合は、不適切な管理箇所を是正するよう、適正な管理の依頼を実施します。

また、所有者等のニーズを捉えた空家等の管理に資するサービス等を外部関係機関等と連携し検討していきます。

## **6 空家等の利活用の促進**

放置される空家等を不動産市場へと流通させ空家等の利活用を促進するため、所有者等の意向を踏まえた施策を展開し、特措法第12条に基づき所有者等への働きかけを実施します。

### **(1) 所有者等からの相談体制の整備**

空家等に係る問題は、多岐にわたることから所有者等の意向に寄り添った解決には時間を要することがあります。

そこで、平成31年4月から外部関係機関と連携した「空き家総合相談窓口」を設置し、多岐に渡る相談を一括して受けられることができる相談体制の整備を行いました。また、県の事業においても、令和2年10月、「空き家活用サポートセンター」が開設され、県内全体での相談体制の整備が進んでいます。

今後、さらに県や外部関係機関と連携し、より所有者等のニーズに合わせた相談体制を構築していくこととします。

### **(2) 地区毎の空家等対策の実施**

今回調査により、空家等の増減等に地区毎の違いが見られたため、その要因等を研究し、地区自治会やその他外部関係機関と連携した空家等相談会の実施等、空家等の利活用の促進に効果的な事業をそれぞれの地区で展開することで、管理状態が不全で周囲に悪影響を及ぼす空家等の発生の抑止を図ります。

## 7 特定空家等に係る措置の実施

### (1) 措置の方針

特措法第2条第2項に示される特定空家等は、適切な管理が行われず地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしていることから、地域住民の生命、健康、財産の保護を図り、また、健全な生活環境の保全を図るため、特措法第14条に基づき必要な措置を講じていくこととします。

市ではこれまでも、特定空家等と認められた物件に対する措置を進めてきており、今後も引き続き、特定空家等に対する措置を実施していきます。

なお、特定空家等に該当するかは、特措法第9条各号に規定される立入調査等を実施し、市協議会での協議を経て、市が最終的に認定します。

### (2) 措置の内容

特定空家等に認定した後は、所有者等に対し、当該物件を特定空家等に認定した旨を文書にて通知し、以後、特措法第14条に基づく措置を実施していきます。

【参考 特定空家等への措置一覧】

No.	措置の種類	根拠法令	内容
1	助言・指導	特措法 第14条 第1項	助言・指導により、当該特定空家等に係る措置の内容を明らかにし、所有者等に対し自主的な改善を促す。
2	勧告	特措法 第14条 第2項	助言、指導を行っても改善が見られない場合は、相当な猶予期限を定めて助言・指導の内容を講ずるよう勧告を行う。 勧告を行う場合は、固定資産税等の住宅地特例が適用されなくなる可能性があることを所有者等に通知する。
3	命令	特措法 第14条 第3項	勧告を行っても必要な改善が見られない場合で、市長が特に必要と認めた場合は、所有者等に対して相当な猶予期限を定めて勧告の措置を講ずるよう命じる。 命令をする場合においては、特措法第14条第4項から第8項まで及び第11項から第13項までの規定に基づき実施する。
4	行政代執行	特措法 第14条 第9項 及び行政代執行法の各規定	命令の措置が履行されないときや履行しても十分でない場合等に、行政代執行法の規定に基づき、命令の措置を所有者等に代わり行う。 なお、所有者等が確知できない場合は、特措法第14条第10項の規定に基づき、略式代執行の実施を検討する。

(3) その他の対処

災害の発生等により、周辺住民への影響が明らかな場合は、原則、所有者等に連絡のうえで、市でとりうる応急措置を実施します。

## 8 空家等対策の実施体制

### (1) 空家等対策についての検討機関

市では、平成29年6月から、春日市空家等対策協議会条例に基づく春日市空家等対策協議会を設置しており、空家等対策を進めるにあたっては、必要に応じ本協議会での協議を行うこととしています。

### (2) 庁内の組織体制及び役割（令和4年3月現在）

統括的な空家等に関する窓口は、安全安心課内に設置し、また、空家等に関する相談内容が多岐にわたる場合は、庁内の関係部署で連携して対応することとします。

【表 庁内関係部署】

No.	部署名	役割
1	安全安心課	<ul style="list-style-type: none"><li>・空家等対策計画の策定、改訂等</li><li>・国、県及び市協議会、その他関係機関との連絡、調整</li><li>・特措法第12条に基づく所有者等への適正管理依頼、利活用に係る情報提供</li><li>・特措法第14条に基づく特定空家等への措置の実施</li><li>・譲渡所得における被相続人居住用家屋等確認書発行などその他の業務全般</li></ul>
2	環境課	<ul style="list-style-type: none"><li>・空家等であるかが不明な場合のあき地の除草等に関する条例等に基づいた業務</li></ul>
3	道路管理課	<ul style="list-style-type: none"><li>・道路管理者として道路法による道路の安全な通行の確保</li></ul>
4	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"><li>・通学路の安全確保、児童及び生徒の危険防止など</li></ul>
5	その他所管（税務課、高齢課など）	<ul style="list-style-type: none"><li>・特措法第10条第1項の規定に基づき固定資産課税台帳、高齢者支援情報などの情報管理及び安全安心課への情報提供</li></ul>

### (3) 外部関係機関等との連携

空家等に関する相談等に適切に対応するため、また、安全で安心な住環境の構築するために、必要に応じ外部関係機関等との連携及び協力を図ります。

【表 外部関係機関一覧】

No.	機関名	連携及び協力内容
1	弁護士	・個別の法律相談等
2	司法書士・土地家屋調査士・不動産鑑定士	・相続に関する相談及び調査、財産の所有権移転手続き等
3	不動産事業者（宅地建物取引士）	・所有者又は管理者からの空家等の利活用に係る相談等
4	建築士	・空家等の修繕、改善、耐震診断などの技術的な対応等
5	地区自治会	・地区毎の空家等情報の提供等
6	建設事業者	・空家等の解体、改修の相談及び対応等
7	春日市シルバー人材センターなどの市内事業者	・空家等の適正管理に資するサービス等の提供
8	春日警察署	・危険回避のための連携、情報共有等
9	春日・大野城・那珂川消防本部	・災害対策、災害時の応急措置や情報共有等

## 9 その他空家等の対策の実施に関し必要な事項

### (1) 他法令による対策

空家等の対策は、特措法に限らず、建築基準法、消防法、道路法、災害対策基本法、災害救助法など、それぞれの法律の目的の範囲で、適正に管理されていない空家等への必要な措置等を講じることが可能なこともあります。

このため、個別の空家等について、庁内の関係部署で情報を共有し、必要な措置等が可能な広く検討します。

### (2) 計画の変更手順

本計画は、地域情勢の変化、法令や国の補助制度等の改正等、必要に応じて随時変更し、変更する場合は、市協議会での協議やパブリックコメント等を行い、広く意見を求めます。